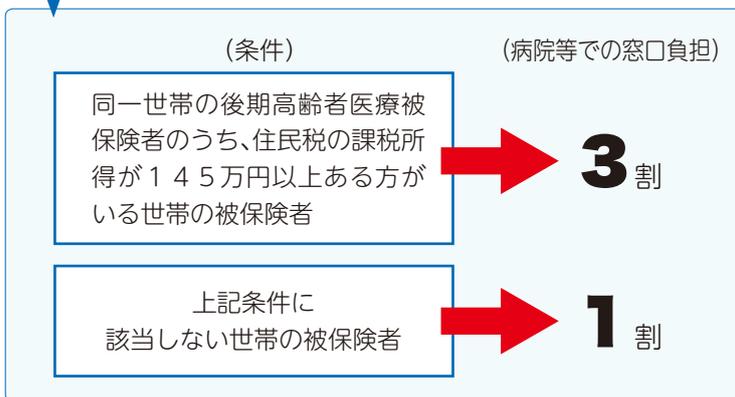


保険証の更新

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合



現 在お持ちの保険証(水色)の有効期限は、平成30年7月31日(火)までとなっています。新しい保険証(黄色)を7月中旬に簡易書留で発送します。8月1日(水)からは新しい保険証(黄色)をご使用ください。新しい保険証(黄色)に記載してある一部負担金の割合は、平成30年度の住民税の課税所得をもとに判定されています。

新しい保険証の裏面に臓器提供意思表示ができます。臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを市役所ほけん課、各支所に用意しております。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

● **現在、認定証(水色)をお持ちの方**
平成30年7月31日(火)で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を7月中旬に保険証と同封のうえ郵送します。8月1日(水)からご使用ください。

● **新しく申請が必要な方**
所得区分Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、市役所ほけん課または各支所市民係で申請してください。

● **申請に必要なもの**
後期高齢者医療被保険者証
印かん マイナンバー
運転免許証などの本人確認書類

● **3割負担の方の「限度額適用認定証」**
平成30年8月から、3割負担の方で、住民税課税所得145万円から689万円の方は、医療機関での支払いが高額になる可能性がある場合(入院等)、必ず「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関に提示してください。

入院・外来時の自己負担限度額及び入院時の食事代

(8月1日から)

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食当たり)
	住民税課税所得 690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円> (※1)	
住民税課税所得 380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円> (※1)		
住民税課税所得 145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円> (※1)		
住民税課税所得 145万円未満 一般	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <多数回 44,400円> (※1)	
区分Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	90日まで 210円
			91日目から 160円 (※4)
区分Ⅰ (※3)		15,000円	100円

(※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は<>内の金額となります。

(※2) 区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)。

(※3) 区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

(※4) 過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

保険証の更新

国民健康保険被保険者証が更新されます

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証は、毎年8月に切り替えが必要です。新規、更新の手続きを必要とされる方は申請してください。

●申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証 マイナンバー
印かん 運転免許証などの本人確認書類

●申請先

ほけん課 国保・年金係または各支所 市民係

70歳以上の方の高額療養費制度の見直しについて

平成30年8月から、70歳以上の方の上限額が変わります。後期高齢者医療制度と同額になりますので、詳しくは16ページの『入院・外来時の自己負担限度額及び入院時の食事代』を参照してください。

現 在お持ちの保険証の有効期限は、平成30年7月31日(火)までとなっています。平成29年度10期分までの国民健康保険税が全て納付されている世帯を対象に、8月から使用する新しい保険証を7月中に簡易書留で発送しますので、8月1日(水)からは新しい保険証をご使用ください。

納期限までの納付が困難な場合は、市役所及び各支所で随時納税相談を受け付けていますので、お早めにご相談ください。
※すでに納税相談をしており、計画どおりに納付されている方については、従来どおり、納付後に短期保険証を交付します。

CITY INFORMATION

コミュニティ助成事業で地域活動備品を整備

地域社会の健全な発展を図ることを目的とした宝くじの助成金を活用し、「塩塚区」「乙姫区」「山田区」が地域活動時に不足していたテーブル、イス、OA機器などを公民館に整備しました。

このコミュニティ助成事業は、社会貢献広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成を行うものです。

地域活動備品の整備を行ったことにより、同地区ではコミュニティ活動が一層活発になるものと期待されます。



椅子



テレビ



テーブル

国民年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度のご案内

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

各種免除・猶予制度概要

	免除申請	若年者 納付猶予	学生 納付猶予	退職(失業) 特例免除
対象	前年の所得金額が一定額以下の人	20歳以上 50歳未満	20歳以上の学生	申請する年度または前年度に退職(失業)した人
免除・猶予対象期間	H30.7月分 ～ H31.6月分	H30.7月分 ～ H31.6月分	H30.4月分 ～ H31.3月分	失業日(退職日の翌日)を含む月の前月分から翌々年6月分まで
所得の審査対象	本人、配偶者、世帯主	本人、配偶者	本人	本人、配偶者、世帯主
申請に必要なもの	●年金手帳	●年金手帳	●学生証のコピーまたは在学証明書(原本) ●年金手帳	●雇用保険受給資格証または雇用保険被保険者離職票の写しなど ●年金手帳

※若年者納付猶予は H28.7 月から対象者が 30 歳未満から 50 歳未満へと拡大されました。

※配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときの手続き等については年金事務所へご相談ください。

経 済的な理由により国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。市では、平成30年度の免除・納付猶予の申請を7月2日(日)から、ほけん課及び各支所で

受け付けます。また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前の月分までさかのぼって免除の申請ができますので、免除を希望の方は、早めの手続きをお願いします。

CITY INFORMATION

人間ドック補助金

30歳以上の国民健康保険被保険者の人間ドック補助金申請

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

概要

- 補助金額 1日ドック 5,000円
2日ドック 10,000円
- 申請に必要なもの
国民健康保険証、検査結果、領収書、金融機関の通帳、印鑑
- 申請先
ほけん課 国保・年金係または各支所 市民係

30 歳以上の国民健康保険被保険者で、平成30年度中に人間ドックを受診される方、または受診された方については、補助金を交付していますので、ほけん課に申請してください。なお、特定健診を受診する方は対象になりません。

CITY INFORMATION